

4宗都再第867号  
令和5年3月9日

宗像市監査委員 佐藤光俊様  
宗像市監査委員 伊達正信様

宗像市長 伊豆美沙子  
(都市再生部 都市再生課)

財政援助団体等監査の結果に基づく措置状況について(報告)

令和5年3月1日付4宗監第253号で通知のあった標記の件について、別紙のとおり報告します。

## 財政援助団体等監査の結果に基づく措置状況について（報告）

(別紙)

(都市再生課)

実地監査実施日：令和3年11月19日

監査対象年度：令和2年度

指 摘 事 項	措 置 状 況
<p>【注意を要する事項】</p> <p>(1) 補助金交付の申請及び交付の決定、並びに実績報告及び額の確定に関する事蹟について</p> <p>宗像市都市再生空き店舗活用補助金交付要綱（以下「要綱」という。）第7条第1項において、補助金の交付の申請があったときは、当該申請に係る書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、補助金の交付の可否を決定すると規定している。また、要綱第9条において、実績報告があったときは、その内容を速やかに審査し、適正であると認めたときは、補助金の額を確定すると規定している。しかし、本補助金の交付申請書に添付されている事業計画書及び収支予算書、並びに実績報告書に添付されている事業報告書及び収支決算書は、当該団体が行う全ての事業計画及び収支に関するものであり、補助対象事業のみの経費を判別することができない。そのため、補助金の交付決定及び額の確定にかかる審査を適正に実施したとは言えない。</p> <p>(2) 補助事業者の名称変更に係る手続きについて</p> <p>補助事業者の名称変更の届出が、実績報告書と同日の令和3年3月31日付で提出されている。事由の変更は令和2年6月11日付であるので、事由の変更があった場合は速やかに届出るよう指導されるとともに、補助事業の重要な変更事項については、審査に必要な書類の提出を求め、市長が承認したことを書面で通知されたい。</p>	<p>【注意を要する事項】</p> <p>(1) 補助金交付の申請及び交付の決定、並びに実績報告及び額の確定に関する事蹟について</p> <p>改善計画提出以降、要綱に基づく補助金の申請は行われていないが、補助金交付の申請及び交付の決定等に当たっては、補助対象事業に係る経費が明確に判別できる書類の提出を求め、補助効果を十分に検証しながら審査を適切に行い、審査の透明性を確保するよう事務を改めている。</p> <p>(2) 補助事業者の名称変更に係る手続きについて</p> <p>改善計画提出以降、要綱に基づく補助金の申請は行われていないが、補助事業者の名称変更が行われた際は、事由発生後、速やかに書面で届出を行うよう指導し、市長が承認した旨を書面で通知するよう事務を改めている。</p>